◎　お知らせ

令和９年10月１日から

大型二種免許に「ＡＴ限定免許」が導入されます。

○　令和９年10月１日から大型二種免許に「ＡＴ限定免許」が導入されることから、運転免許センターでは、大型二種免許の運転免許技能試験で使用 する「大型バスＡＴ車」を新たに導入し、技能試験を開始します。

◇　運転免許センターで技能試験を受け、大型二種免許を取得する場合

現　行

ＭＴ大型バスで試験 → ＭＴ大型二種免許の交付

※　現在所持している運転免許を問いません。

令和９年10月１日から

①　所持免許が「ＡＴ普通二種免許」で、「ＡＴ大型二種免許」を希望する場合

ＡＴ大型バスで試験 → ＡＴ大型二種免許の交付

②　所持免許が「ＡＴ普通二種免許」で、「ＭＴ大型二種免許」を希望する場合

ＡＴ大型バスで試験 ＋ ＭＴ普通車で試験 → ＭＴ大型二種免許の交付

③　所持免許が「ＭＴ普通二種免許」で、「ＭＴ大型二種免許」を希望する場合

ＡＴ大型バスで試験 → ＭＴ大型二種免許の交付

※　「ＭＴ普通二種免許所持」のため、制度上、「ＭＴ大型免許の交付」となります。
「ＭＴ普通車」の試験は、ありません。

④　所持免許が「ＭＴ普通二種免許」で、「ＡＴ大型二種免許」を希望する場合

※　「ＭＴ普通二種免許所持のため」、制度上、「ＡＴ大型二種免許」を希望（受験）することはできません。

○　運転免許センターで技能試験を受け、大型二種免許に合格した場合、別途「運転免許 取得時講習」が必要となる場合があります。

○　指定自動車教習所では、令和９年10月１日以降も当分の間、ＭＴ大型バスでの教習を実施する予定です。



※　写真は、「イメージ」です。

◎お問合せは、
運転免許センター試験係まで
電話：０１８－８６２－７５７０

